

特定非営利活動法人

ちくしっ子ネットワーク

放課後児童クラブのしおり



2019 年度

特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワークの理念

〈基本理念〉

私たちは、放課後児童クラブ事業を通し、子どもの豊かな育ちを育み、子どもを取り巻く大人が共に育ちあう地域の子育て支援ネットワークの構築を目指します。

働く親を持つ子どもたちが、放課後や学校休業日に、さびしい思いをすることなく豊かな時間を過ごしてほしい。そんな親の願いから生まれたのが放課後児童クラブです。

筑紫野市の放課後児童クラブは、同じ思いを持つ親たちが自らの手で運営し、子どもたちのためにより良い保育環境をつくるという姿勢で長い歳月をかけ、つくり上げてきました。

子どもを真ん中に、保護者・支援員・地域住民・行政が手を携え、助け合いながらそれぞれの立場で子育てに取り組んでいく。この「地域の子育て」を変わずに継承し、発展させていく。

その営みこそが「子どもの安全・親の安心」を保障するちくしっ子ネットワークの基本理念です。この基本理念に基づき、私たちは次の保育理念を掲げ、放課後児童クラブ事業に取り組みます。

〈保育理念〉

1. 子どもたちが、安全に伸びのびと放課後や学校休業日を過ごせる居場所をつくります。
2. 子ども一人ひとりを大切にし、心身ともに健やかで豊かな成長を育みます。
3. そのことにより、保護者が安心して働ける環境をつくります。
4. 子どもの最善の利益を考慮し、保護者・支援員・地域住民・行政の連携に努め、地域の子育てを支援します。

〈保育方針〉

1. 子どもが安全で楽しく過ごせる放課後児童クラブ

- ・子ども一人ひとりの思いや感情に寄り添って信頼関係を築き、心の居場所をつくる。
- ・保育の予定、ルールなど、子どもが見通しをもって活動できる生活づくりを行う。
- ・「遊び（活動体験）」を通して、楽しむことを見出す力、自ら物事をやり遂げようとする力を育てる。

2. 互いに学び合い、成長する放課後児童クラブ

- ・異年齢集団の生活の中で、相手の気持ちを思いやり、豊かで優しい心を育てる。
- ・集団生活の中で、協調性・社会性を育てる。
- ・子どもが自ら考え、行動し、責任を持つ力を育てる。

3. 保護者が安心して子どもを預けられる放課後児童クラブ

- ・子どもの様子を伝え合うことを大切にし、支援員が保護者の願いを知ることにより、子どもの理解を深め、保育に活かす。
- ・安全や衛生に配慮しながら生活環境を整える。
- ・季節に合わせた活動を計画し、豊かな感性を育て、想像力・思考力の芽生えを育てる。

4. 地域に根ざした放課後児童クラブ

- ・地域との交流を積極的に図り、地域の中で育ち合う心を育む。
- ・家庭・学校・地域・行政との連携を図り、子ども一人ひとりが安心と信頼をもって活動できる環境づくりに努める。
- ・放課後児童クラブの特性を活かして、地域の子育ての一翼を担い、子育てを取り巻く環境の変化に対応する。

目 次

ページ

○特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワークの理念

○特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワークと放課後児童クラブ・・・・・・・・ 1

○放課後児童クラブ利用案内

1	対象児童・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	開所日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	閉所日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	開所時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5	保育料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
6	延長保育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
7	中途入所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
8	中途退所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
9	保育料等の口座引落・・・・・・・・・・・・・・・・	3
10	保育料の減免・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
11	未納者（滞納者）への対応と納入手続・・・・	5
12	振込先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
13	入所手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
14	退所手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
15	届出事項変更に関する手続・・・・・・・・・・・・	6
16	各届出申請書締切日・・・・・・・・・・・・・・・・	6
17	放課後児童クラブに関する問い合わせ・・・・	7

特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワークと放課後児童クラブ

- ◆放課後児童クラブは、両親の共働き、ひとり親家庭など、放課後及び休日に保育を必要とする児童が健全に生活・遊戯できる場として提供されるものです。
- ◆4年生以上の利用については、子どもの「自主性」を尊重し、十分にお話し合いの上申込みください。
- ◆筑紫野市の放課後児童クラブは、筑紫野市が定めた「筑紫野市放課後児童健全育成事業実施要綱」に基づき、特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワークが筑紫野市から委託を受け、実施しています。
- ◆特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワークは、放課後児童クラブの運営、保育内容の充実及び発展を目的として放課後児童クラブを利用するすべての保護者が設立した法人です。放課後児童クラブに係る企画運営についても保護者自らが行っています。
- ◆放課後児童クラブの運営財源は、筑紫野市からの委託料と保護者からの保育料によりまかなわれています。
- ◆支援を必要とする児童には、支援員を加配できる場合があります。

○筑紫野市放課後児童健全育成事業実施要綱（抜粋）

平成7年3月30日

要綱第4号

（目的）

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の7の規定に基づき、筑紫野市立小学校の児童で、放課後、家庭において保護を受けることができない児童に対し、筑紫野市放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）を行い、もって児童の健全な育成を図ることを目的とする。

（事業の実施）

第4条 この事業の実施主体は筑紫野市とする。ただし、運営については、NPO法人ちくしっ子ネットワーク（以下「法人」という。）に委託して行うものとする。

（法人の委託事項）

第10条 この事業の目的を達成するため、保護者会は市が委託する事業の受託団体として、常に市と緊密な連携を図り、この要綱の定めるところに従い、次の各号に定める事項を行う。

- (1) 支援員の任免及び指導監督
- (2) 児童クラブにおける運営規則等の制定及び改廃
- (3) 入退会児童の決定
- (4) 児童クラブの運営に関する経費の出納管理
- (5) 年間事業計画の策定及び事業予算の編成
- (6) 損害賠償責任保険の加入
- (7) その他児童クラブの運営に必要な事項

放課後児童クラブ利用案内

放課後児童クラブを利用するためには、保護者が特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワークの正会員でなければなりません。

会費は、通年保育・季節保育ともに1世帯あたり、年間2,000円です。

1. 対象児童

- (1) 通年保育 保護者がNPO法人ちくしっ子ネットワークの会員であって、就労等により子を監護する者がいない家庭で、小学校1年生から6年生までの児童。
- (2) 季節保育 保護者がNPO法人ちくしっ子ネットワークの会員であって、就労等により子を監護する者がいない家庭で、原則として小学校1年生～小学校3年生まで継続して通年保育に在所していた小学校4年生から6年生までの児童。

2. 開所日

- (1) 学校のある平日
- (2) 土曜日
- (3) 春休み・夏休み・秋休み・冬休み
- (4) 振替休日（入学式・卒業式・運動会・その他の行事の代休など）

※季節保育については（2）～（4）のみの保育となります。

3. 閉所日

- (1) 日・祭日・祝日
- (2) 8月13日～8月15日まで
- (3) 12月29日～1月3日まで

※学校が臨時休校の時は放課後児童クラブも休所になります。

※学級閉鎖の時は該当するクラスの児童のみ休所になります。

4. 開所時間

- (1) 平日（月曜日から金曜日） 放課後～18:00 （延長保育）18:00～19:00
- (2) 土曜日 8:00～18:00 （延長保育）なし
- (3) 春・夏・秋・冬休み 8:00～18:00 （延長保育）18:00～19:00

※ただし土曜日は延長保育なし

5. 保育料

- (1) 通年保育料

通年	保育料			減免申請し法人が認めた場合	
	児童一人当たり	7,500円	(延長料金) 1,500円	6,500円	(延長料金) 1,500円

(2) 季節保育料

季 節		保 育 料 (延長料金)		減免申請し法人 が認めた場合 (延長料金)	
①春休みA (4/1～始業式まで)	児童一人当たり	4,000円	400円	3,000円	400円
②夏休み・秋休み	児童一人当たり	15,000円	1,600円	12,000円	1,600円
③冬休み	児童一人当たり	5,000円	600円	4,000円	600円
④春休みB (修了式～3/31まで)	児童一人当たり	4,000円	400円	3,000円	400円

6. 延長保育

通年延長保育を希望する際は、延長予定月を放課後児童クラブ入所申込書（兼児童台帳）に記入してください。

年度途中で変更がある場合は、届出事項変更届に記入し、前月20日までに各放課後児童クラブに提出してください。季節延長保育は、年間契約です。

延長保育の申込者以外の18時以降のお迎えについては、1月分または1期分の延長料金を徴収いたします。

7. 中途入所

保育料

- ①通年保育料 入所した月から児童一人あたり1ヶ月7,500円です（日割計算は行いません）。
- ②季節保育料 該当する入所季節の保育料となります。また、該当季節の中途入所であっても日割計算は行いません。

8. 中途退所

契約は1年間であるため、原則として中途退所は認めません。

ただし、保護者の転勤や退職、あるいは入院加療等、各放課後児童クラブ保護者会が認める特別の理由があるときは、退所が認められる場合があります。

保育料

- ①通年保育料 退所の場合は、速やかに退会・退所届・添付書類を所属の放課後児童クラブ会長に提出し、未納の会費・保育料があるときは、ただちに精算してください。
退所届が各放課後児童クラブ会長、もしくは役員会で認められた月以降の保育料は、納入する必要はありません。退所届が各放課後児童クラブ会長もしくは役員会で認められた月以降の保育料で、すでに納入した保育料があるときは、過納分を返金します。なお、日割計算は行いません。
- ②季節保育料 該当する入所季節ごとの保育料であるため、中途退所の場合は、いかなる理由があろうとも返金しません。日割計算も行いません。
- ③延長保育料 日割り計算は行いません。

9. 保育料等の口座引落

会費および保育料の納入は、原則として口座引落です。現金集金はしません。

(1) 口座引落の目的

- ①各放課後児童クラブ会計の集金にかかる負担の軽減と金銭の取扱いにおける盗難等の防止
- ②保育料納入にかかる煩雑さの軽減

(2) 「自動払込利用申込書」の配布・提出

- ①各放課後児童クラブより、保護者へ「自動払込利用申込書」と「記入説明書」を配布します。

②各自、郵便局へ提出して下さい。

※継続利用者は「自動払込利用申込書」の提出は不要です。

(3) 引落金額および引落日

①会費および保育料 ※1日・10日が金融機関休業日の場合は翌営業日に引落します。

項目		金額		引落手数料	引落金額	引落日	再引落日
会費		1世帯あたり	2,000円		2,000円	4月1日	4月10日
通年保育料	毎月(該当月)に支払う	児童一人あたり	7,500円	10円	7,510円	毎月1日	毎月10日
季節保育料	①春休みA(4/1~6/末)	児童一人あたり	4,000円	10円	4,010円	4月1日	4月10日
	②夏・秋休み(7/1~11/末)		15,000円	10円	15,010円	7月1日	7月10日
	③冬休み(12/1~2/末)		5,000円	10円	5,010円	12月1日	12月10日
	④春休みB(3/1~3/末)		4,000円	10円	4,010円	3月1日	3月10日

※延長保育を利用した場合の保育料

項目		金額		引落手数料	引落金額	引落日	再引落日
通年延長保育料	毎月(該当月)に支払う	児童一人あたり	9,000円	10円	9,010円	毎月1日	毎月10日
季節延長保育料	①春休みA(4/1~6/末)	児童一人あたり	4,400円	10円	4,410円	4月1日	4月10日
	②夏・秋休み(7/1~11/末)		16,600円	10円	16,610円	7月1日	7月10日
	③冬休み(12/1~2/末)		5,600円	10円	5,610円	12月1日	12月10日
	④春休みB(3/1~3/末)		4,400円	10円	4,410円	3月1日	3月10日

②中途入所の会費および保育料

中途入所については、「自動払込利用申込書」を早急に郵便局へ提出してください。

(入所申込時に「自動払込利用申込書(控)」の写しを添付する必要があります。)

○通年保育料

会費および入所月の保育料は、入所の翌月1日に、翌月の保育料と合わせて17,010円(会費2,000円入所月保育料7,500円、翌月保育料7,500円、引落手数料10円)、口座引落します。

ただし、口座引落の手続きが間に合わない場合は、翌々月1日に、翌月および翌々月の保育料と合わせて24,510円(会費2,000円、入所月保育料7,500円、翌月保育料7,500円、翌々月保育料7,500円、引落手数料10円)、口座引落します。

延長利用される場合は、月額1,500円が追加されます。

○季節保育料

会費および入所季節保育料は、入所の翌月1日に口座引落します。ただし、口座引落の手続きが間に合わない場合は、翌々月1日に引落します。

(例) 夏休み8月10日中途入所の場合

a. 口座引落手続きが間に合う場合

会費2,000円、夏休み保育料15,000円、引落手数料10円の合計額17,010円を9月1日に引落

b. 口座引落手続きが間に合わない場合

会費2,000円、夏休み保育料15,000円、引落手数料10円の合計額17,010円を10月1日に引落

※延長保育を利用される場合は、別途加算されます。

10. 保育料の減免

次の場合保育料の減免措置があります。※延長保育料については、減免の対象外です。

○減免理由1の対象児童

- ・ひとり親家庭の児童は、保育料減免申請書と必要書類を提出したのち、認められれば減免されます。
- ・3人以上の兄弟姉妹児を入所させている世帯の長子児童（4人の場合は、長子、次子）の保育料は、保育料減免申請書を提出したのち減免されます。

○減免理由2の対象児童

- ・生活保護世帯の児童（入所しているすべての児童が対象）は、保育料減免申請書と必要書類を提出したのち、認められれば減免されます。

11. 未納者（滞納者）への対応と納入手続

未納者への対応は、各放課後児童クラブ保護者会と法人が協力して行います。

(1) 会費および保育料等が所定の期日に口座引落できない場合（未納2ヶ月まで）

- ①保護者会会計担当者から催促状が送付されます。
- ②未納者は、保育料等の未納額を当月末までに、「特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク」の口座へ振り込んでください。送金人名は必ず「自動払込利用申込書」に記入した口座名義人名を記入してください。なお、振込手数料は未納者本人が負担してください。
- ③未納額の納入は未納者による振込みとし、法人職員は現金を預からないこととします。

(2) 未納が3ヶ月に及んだ場合（過去3回の引落しができず、その間の入金もない）

- ①理事長、保護者会会長から督促状が送付されます。
- ②未納者は、保育料等の未納額をただちに、「特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク」の口座へ振り込んでください。送金人名は必ず「自動払込利用申込書」に記入した口座名義人名を記入してください。なお、振込手数料は未納者本人が負担してください。
- ③未納額の納入は未納者による振込みとし、法人職員は現金を預からないこととします。
- ④未納額の一括納入が困難な未納者は、支払計画書【会計様式第4号】を事務局に提出してください。

※未納が3ヶ月を超えた場合において、正当な理由がなく、かつ支払いの請求に応じないときは弁護士対応とし、退所を含めた指導を行います。なお、法的手段等により裁判に至った場合には、督促および裁判にかかる一切の費用は未納者負担となります。

12. 振込先

【ゆうちょ銀行から振込みをされる場合】

ゆうちょ銀行 口座名義：特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク
口座番号：17490-69907361

【ゆうちょ銀行以外の金融機関から振込みをされる場合】

ゆうちょ銀行 店名：七四八（読み ナナヨンハチ）
店番：748
預金種目：普通預金 口座番号：6990736
口座名義：特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク

13. 入所手続

○入会届(一世帯1枚)

○入所申込書

○児童カード

○筑紫野市放課後児童クラブ健康調査票

○就労証明書

※就労証明書は就労されている同居の方は全員提出(祖父母の方は65歳未満の方のみ提出となります。)

○自営証明書

※自営証明書には証明できるもの(パンフレット・名刺・源泉徴収票等)を添付ください。

○自動払込利用申込書(控)の写し

※継続利用者は「自動払込利用申込書」の提出は不要です。

○保育料減免申請書(NPOの保育料規程に基づく人)

※必要書類を添付し、直接事務局へ提出ください。

★入所申込書・児童カード・健康調査票は、児童一人につき1枚記入となります。

★書類を提出後、理事長から承諾されると入会承諾書が発行されます。

14. 退所手続

○退会届

○退所届

★保護者会で承認を受け、退会届・退所届を提出したのち、理事長から承諾されると退会承諾書が発行されます。

★自動払込利用廃止届書は最寄の郵便局で、各自でお手続きください。

15. 届出事項変更に関する手続

○届出事項変更届

延長保育の利用・住所・電話番号・勤務先等の変更は、各児童クラブへ提出ください。

16. 各届出申請書締切日

以下の届出書の締切りは毎月20日です。各児童クラブに提出ください。

○入所に関する書類一式(13. 入所手続参照)

○退会届

○退所届

○届出事項変更届

17. 放課後児童クラブに関する問い合わせ

(入退所関係)

二日市小放課後児童クラブ (ちびっこクラブ) 本館TEL/FAX 921-5615 新館TEL/FAX 921-5611	〒818-0071 メールアドレス	筑紫野市二日市西2丁目3-16 chibikko-club@csf.ne.jp
二日市東小放課後児童クラブ (風の子クラブ) ①TEL/FAX 928-0685 ②TEL/FAX 928-0747	〒818-0061 メールアドレス	筑紫野市紫7丁目4番地1 nihigashi@tj8.so-net.ne.jp
二日市北小放課後児童クラブ (なかよしくらぶ) ①TEL/FAX 918-1164 ②TEL/FAX 924-4892	〒818-0056 メールアドレス	筑紫野市二日市北8丁目2-1 nakayosi-club@csf.ne.jp
山口小放課後児童クラブ (わんぱくクラブ) TEL/FAX 921-4309	〒818-0044 メールアドレス	筑紫野市大字萩原850-1 wanpaku1@xc4.so-net.ne.jp
筑紫小放課後児童クラブ (どんぐりクラブ) 本館TEL/FAX 926-4988 新館TEL/FAX 926-4987	〒818-0025 メールアドレス	筑紫野市大字筑紫531番地 donguri-club@castle.ocn.ne.jp
阿志岐小放課後児童クラブ (あしきクラブ) TEL/FAX 924-0667	〒818-0011 メールアドレス	筑紫野市大字阿志岐2350番地 ashiki-club@w9.dion.ne.jp
吉木小放課後児童クラブ (ぼかぼかルーム) TEL/FAX 929-1962	〒818-0004 メールアドレス	筑紫野市大字吉木2526番地2 yoshikikko@iphone.ne.jp
原田小放課後児童クラブ (ひまわりクラブ) 本館TEL/FAX 927-1953 新館TEL 927-1954 別館TEL/FAX 927-1964	〒818-0034 メールアドレス	筑紫野市美しが丘南2丁目10-5 haruda.gakudou@zb4.so-net.ne.jp
筑紫東小放課後児童クラブ (ひまわりキッズ) TEL/FAX 927-0830	〒818-0036 メールアドレス	筑紫野市光が丘2丁目3-1 himawarikids@df7.so-net.ne.jp
山家小放課後児童クラブ (山の子クラブ) TEL/FAX 926-5590	〒818-0003 メールアドレス	筑紫野市大字山家4341番地 yamanoko-club@pj8.so-net.ne.jp
天拝小放課後児童クラブ (スマイルキッズ) TEL/FAX 929-1963	〒818-0053 メールアドレス	筑紫野市天拝坂6丁目1-1 smilekids@fg8.so-net.ne.jp

(運営)

特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク 事務局 TEL/FAX 922-9779	〒818-0066 メールアドレス	筑紫野市永岡1025-5 グレイス桜台203号 chikushino-gakudo@jf6.so-net.ne.jp
----------------------------------------------	----------------------	------------------------------------------------------------------

<事務局MAP>



